

第 4 期奈良県地域福祉計画 主な見直し項目				資料 3
番号	項番号	見直し（案）	現行	担当課
第 1 章 奈良県地域福祉計画の策定にあたって				
Ⅲ 計画の構成				
1	1	○本計画においては、高齢・障害・子どもの貧困対策・ 困難な問題を抱える女性への支援 などの各分野における個別計画との整合を図り、計画の中間年に行う見直しの際にも、その内容を反映させていきます。	○本計画においては、高齢・障害・子どもの貧困対策などの各分野における個別計画との整合を図り、計画の中間年に行う見直しの際にも、その内容を反映させていきます。	こども・女性課
Ⅳ 計画の策定に関する基本的な考え方 2. 「県域」の地域福祉計画の考え方				
2	2	○ 奈良県高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画 、奈良県障害者計画、第 2 次奈良県子どもの貧困対策及び第 4 次ひとり親家庭等自立促進計画、 奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画 、その他関連する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。	○奈良県高齢者福祉計画及び第 8 期奈良県介護保険事業支援計画、奈良県障害者計画、第 2 次奈良県子どもの貧困対策及び第 4 次ひとり親家庭等自立促進計画、その他関連する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。	こども・女性課
第 2 章 アクションプログラム				
1. 包括的な支援体制の整備				
（1）地域の人々を支える支援体制の充実強化 ②生活困窮者自立支援の充実				
3	10	【現状と課題】 ○令和 2 年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数は前年度比で約 3.2 倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られました。しかし、 令和 4 年度における新規相談件数はコロナ前と同程度の水準に戻っています。ただし、新型コロナウイルス感染症により困窮状態に陥った要支援者は一定数いると想定され、また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに顕在化した、生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要であるため、引き続き関係機関との連携や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。	【現状と課題】 ○令和 2 年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数は前年度比で約 3.2 倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られます。また、令和 2 年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」では、家賃を滞納している世帯は公共料金等を滞納している場合が多く、滞納を多く抱えている人ほど気分が沈み込む等の心身の健康状態に悪影響を受けている傾向が見られました。このことから、生活困窮者の滞納情報を早期に相談支援につなげるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化が必要です。	地域福祉課
4	11	【取組の方向性】 ○生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、 アウトリーチを含めた相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の充実を図ります。	【取組の方向性】 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、相談者がアクセスしやすいようなオンライン相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の強化に取り組みます。	地域福祉課
5	12	削除	【参考データ】 公共料金等の滞納項目数と心の状態の関係	地域福祉課
（1）地域の人々を支える支援体制の充実強化 ③経済的困難等を抱える子どもの支援の充実				
6	13	【現状と課題】 ○ 令和 6 年 6 月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援すべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。ヤングケアラーは表面化しにくいため、こどもやその家族に関わりを持つ関係者が早期発見し、支援につなげることが重要です。	【現状と課題】 ○さらに、近年顕在化してきた子どもに関する社会問題である「ヤングケアラー」と考えられる実態も明らかになっており、家庭の外からは見えにくい子どもの貧困問題等とともに支援の取組強化が必要となっています。	こども家庭課
7	13	削除 ※記載内容を見直しの上、「⑤権利擁護の推進」へ移動（13番参照）	【現状と課題】 ○令和 2 年度の児童虐待相談対応件数は、過去最多であった令和元年度より微減していますが、これは学校や近隣・知人からの通告が減少したことによるものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、児童虐待が潜在化している可能性があると考えられます。	こども家庭課
8	14	【取組の方向性】 ○ヤングケアラーについては、 「奈良県ヤングケアラー支援に関する取組方針」の①早期発見・把握、②相談支援体制の充実、③社会的認知度の向上の 3 つの方針に基づき、支援に取り組めます。 県及び市町村において、児童・介護・障害等の福祉と教育の担当部署が連携し、支援体制づくりを進めます。	【取組の方向性】 ○ヤングケアラー問題については、取組方針を明確にしたうえで、県及び市町村において、児童・介護・障害等の福祉と教育の担当部署が連携し、支援体制づくりを進めます。	こども家庭課
9	14	削除 ※記載内容を見直しの上、「⑤権利擁護の推進」へ移動（15番参照）	【取組の方向性】 ○市町村で家庭の見守りを行う要保護児童対策地域協議会に対する支援を充実することにより、ヤングケアラーへの支援と児童虐待の未然防止等に関する取組を強化します。	こども家庭課

番号	項 番号	見直し（案）	現行	担当課
（１）地域の人々を支える支援体制の充実強化　④居住に課題を抱える人への支援の促進				
10	16	【現状と課題】 ○社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人やＤＶ被害者、また大規模災害の被災者等の居住の安定を図るため、住まいの提供体制の確保も重要な課題となっています。	【現状と課題】 ○また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人の居住の安定を図るため、住まいの提供体制の確保も重要な課題となっています。	住宅課
11	17	【取組の方向性】 ○社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人やＤＶ被害者、また大規模災害の被災者等、住居に課題を抱える人の恒久的な住宅確保までの一時的な住まいとして、引き続き公営住宅の空き住戸の提供を行います。	【取組の方向性】 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職等により、現在居住する住宅から退去を余儀なくされる人に対し、恒久的な住宅確保までの一時的な住まいとして、引き続き公営住宅の空き住戸の提供を行います。	住宅課
12	18	削除	【参考データ】 新型コロナウイルス感染症による住まいへの影響（家賃支払いについての課題等）	住宅課
（１）地域の人々を支える支援体制の充実強化　⑤権利擁護の推進				
13	19	【現状と課題】 ○児童虐待相談対応件数は、コロナ禍の令和２年度～令和４年度において横ばい又は減少傾向でしたが、児童相談所、市町村ともに令和５年度に増加しました。令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類に移行する等、虐待が顕在化しやすくなったと考えられます。また、令和５年６月に県内で発生した児童虐待死亡事案により、県民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まりもあったと考えられます。	新設 ※「③経済的困難等を抱える子どもへの支援の充実」から移動（７番参照）	こども家庭課
14	19	【現状と課題】 ○また、社会的養護を行うにあたっては、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもの意見または意向を十分に勘案した判断を行う必要があります。	新設	こども家庭課
15	19	【取組の方向性】 ○児童虐待対策については、市町村で家庭の見守りを行う要保護児童対策地域協議会に対する支援を充実することにより、児童虐待の未然防止等に関する取組を強化します。	新設 ※「③経済的困難等を抱える子どもへの支援の充実」から移動（９番参照）	こども家庭課
16	19	【取組の方向性】 ○また、こどもの権利擁護については、こどもの年齢や発達に応じた適切な説明を尽くすことを前提に、こどもへの意見聴取を適切に実施し、こどもの意見表明等こどもの権利擁護が実現できる環境整備を積極的に推進します。	新設	こども家庭課